

令和4年第2回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和4年2月22日（火）

午後2時

ところ 市役所新館3階301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 小・中学校、保育所・こども園の入学式・入園式の日程について
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (3) 不登校・いじめについて
- (4) 適正規模・適正配置協議会の審議状況について <追加>

4 議事

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | たつの市教育委員会表彰について |
| 議案第2号 | たつの市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第3号 | たつの市学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について |
| 議案第4号 | たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について |
| 議案第5号 | 財産の取得（第1号）について |
| 議案第6号 | 令和3年度たつの市一般会計補正予算（第2号）の見積りについて |
| 議案第7号 | 令和3年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算（第3号）の見積りについて |
| 議案第8号 | 令和4年度たつの市教育委員会当初予算（第21号、第22号）の見積りについて |

5 自由討議

- | | | |
|----------------|---------------------|----------|
| 6 次回教育委員会開催予定日 | 令和4年3月25日（金） | 午後1時30分～ |
| 〃 開催場所 | （ 新館3階 301、302会議室 ） | |
| 次々回教育委員会開催予定日 | 令和4年 4月 日（ ） | 時 |
| 〃 開催場所 | （ ） | |

7 閉会宣言

令和4年第2回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和4年2月22日（火）

午後2時

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和4年第2回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、会議の公開又は非公開の決定を行います。

教育長諸報告の（2）新型コロナウイルス感染症への対応状況について、（3）不登校・いじめについて、（4）適正規模・適正配置協会の審議状況については、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議案第1号「たつの市教育委員会表彰について」は、同規則第9条第1項第3号の規定により、また、議案第2号「たつの市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第2号に関連する議案第3号「たつの市学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」、また、議案第5号「財産の取得について」、議案第6号「令和3年度たつの市一般会計補正予算の見積りについて」、議案第7号「令和3年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算の見積りについて」及び議案第8号「令和4年度たつの市教育委員会当初予算の見積りについて」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、非公開とすることが適切であると思われまふ。賛成の方は挙手願ひします。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは教育長諸報告に入ります。

「（1）小・中学校、保育所・こども園の入学式・入園式の日程について」、事務局から順番に報告願ひします。

事務局

それでは、保育所・こども園の入園式の日程と出席の願ひをいたします。保育所、こども園の入園式は4月6日水曜日の午前10時から行います。委員の皆様のお出席を願ひいたします。

教育長

河内幼稚園は新入園児はおりませんので入園式はなしということですね。来年度は5歳児が2人でしたね。

事務局

はい、そうです。

教育長

今回も感染症防止のため、教育委員会は紹介のみで、あいさつはあ

りませんね。

事務局 はい、そうです。

教育長 次に、小学校、中学校の入学式の日程について御報告いたします。中学校については、4月7日の午後から行われます。小学校については4月7日の午前中となります。

事務局 小中学校も、紹介のみであいさつは省略でよろしいのですか。

教育長 そうです。紹介のみさせていただき、保護者の方へは教育委員会からの文面をしおりに挟んでお渡しする予定です。また、新小学1年生には、昨年度から、入学祝い品として1万円程度の学用品を贈呈します。

教育長 それでは、続きまして議事に入ります。議案第4号「たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。

事務局 たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により、意見の申出をするものです。

令和4年度における認定こども園への入園希望児童の受け入れに合わせ、関係規則について所要の改正を行うものです。改正の内容については、令和4年度における小宅北こども園及び神部こども園の新規入園希望者、2、3号認定の入園希望者が定員を大きく上回り、1号認定の入園希望者が定員を下回っている状況です。また、校区内での民間こども園でも調整ができない状況となっています。保育料の無償化により、今後も2号、3号認定の子どもが増えることが予想されるため、全体の定員は変更せず、2号3号認定の定員を増やし、1号認定の定員を減らすことで入園希望者が入園できるよう改正するものです。改正箇所については、たつの市立認定こども園管理運営規則第2条第1項の表中、小宅北こども園及び神部こども園における教育標準時間認定児童及び保育認定児童について、小学校区ごとにおける教育標準時間認定児童及び保育認定児童のバランスを考慮して、各園の総定員の範囲内で定員の変更を行うものです。附則では、施行日を令和4年4月1日とするものです。以上です。

委員 今回の定数を是正した内容は、今後も続くということですね。

事務局 そうです。共働き世帯が増えており、1号認定が少なくなっている状況が今後も継続していくと予想されますので、入園の希望に沿うように改正するものです。

委員 きょうだいで同じ園に入れないということはあるのですね。

事務局 入園する理由には優先順位があります。きょうだいという加点はありますが、必ずしも同じ園に入ることができるとは限りません。

委員 分かりました。根拠をしっかりとった上で、入園の事務をしていることを確認させていただきました。

委員 今回の改正は、1号認定の定員を減らし、2号、3号認定の定員を増やすということですが、全体の定員は同じということですね。今後、3号認定の小さなお子さんが増えると、部屋の整備も必要となってくることはないのですか。

事務局 年齢によって部屋の要件がございます。施設の広さに基準があります。施設の広さに制限がありますので、その範囲内で定員数を変更して、受け入れをしていくこととなります。

委員 何歳児で施設の面積は変わるのですか。

事務局 1歳児の部屋が、最も大きな面積が必要となります。

委員 分かりました。

教育長 きょうだい関係より、継続される場合が優先されます。継続を優先する関係で、3号から2号に上がるときに、その定員に対してどのくらいの余裕があるのかで、きょうだいを受け入れることができるかどうかということとで調整としていくこととなります。

それでは、採決に入ります。議案第4号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長 それでは、次に自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局から説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

教育長

以上で令和4年第2回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後4時30分終了

出席者

教育長

委員

委員

委員

委員

教育管理部長

教育事業部長

教育環境整備課長

学校教育課長

幼児教育課長

すこやか給食課長

社会教育課長

歴史文化財課長

人権教育推進課長

スポーツ振興課長

社会教育課主幹

教育総務課主幹

横山 一郎

喜多 敦子

菅野 夏子 (欠席)

七條 祐正

松尾 壯典

富井 俊則

山根 洋二

正田 晴彦

田渕 明久

吉田 政弘

杉本 典彦

神尾 俊輝

新宮 義哲

津島 威彦

倉元 竜也

喜多村 玲

八木 祥子